緊急時の対応について

地震や台風等の災害、不審者の出没等により、緊急に対応をしなければならない場合には、児童の安全確保を第一に考え、下記のようにさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

 【利用中の対応】

|  |  |
| --- | --- |
| ① 大きな地震(震度５強以上) が発生した場合 高槻市(摂津市茨木市)１に暴風警報・特別警報・避難勧告、避難指示が発令された場合 | 活動を中止し、職員と安全な場所で避難し状況が落ち着いたら保護者へ連絡相談し順次家へ送る。 |
| 1. 大雨・洪水・大雪警報が発令された場合

 南海トラフ地震に関連する臨時情報が発表された場合  | 状況により早めの帰宅が安全との判断される場合は　保護者へ連絡相談後、早めの帰宅を行う |
| 1. 施設付近で不審者が出没した場合
 | 平常通り活動を行う。 状況により早めの帰宅が安全との判断される場合は　保護者へ連絡相談後、早めの帰宅を行う |

※ 諸般の事情により、送迎が不可能な場合は施設までお迎えに来て頂く場合があると思います。保護者または保護者代理人が来られるまで施設で待機します。

※ 状況等によっては、帰宅せず、施設内で待機する場合もあります。

連 絡 方 法

 　電話　　　072-648-3410

Ｆａｘ　　072-648-3411

ライン

 <https://lin.ee/ft8XQwr>

※ご自宅の電話番号、携帯電話　緊急時のご家族の電話番号など

　　　　　　　　　　　変更がありましたら随時ご連絡下さい。

【在宅中(送迎前)の対応】

|  |  |
| --- | --- |
| ① 大きな地震(震度５強以上) が発生した場合  | 保護者へ連絡、状況を相談の上利用又は休業とする。 ※平成30年6月18日午前7時58分ころ、地震があり、高槻市で震度6弱を観測した際は、高槻市より施設の損傷確認、ライフラインが復旧するまで閉所するよう通達当施設は断水があったため断水が解消されるまで18日19日閉所した |
| ② 暴風警報・特別警報・避難勧告、避難指示が発令された場合  | 利用の送迎時間までに解除されない、職員が交通事情により出勤出来ず人員が満たない場合は保護者と連絡相談の上、安全を優先として閉所する利用の送迎時間までに解除された場合、施設内、送迎が安全に利用できる状況を確認の上、開所する |
| 1. 大雨・洪水・高潮・大雪警報が発令された場合

 1. 南海トラフ地震に関連する臨時情報が発表された場合
 | 施設内、送迎が安全に利用できる状況を確認の上、開所する |

【送迎途中の対応】

|  |  |
| --- | --- |
| ① 大きな地震(震度５強以上) が発生した場合  | ・安全な場所に停車する・児童、車の安全確認行う・事業所へ状況説明の連絡する事業所と連絡が取れた場合・道(車)が通行出来る状況であれば、事業所、学校(または児童の自宅)へ向かう・道(車)が通行不可能な場合は　事業所から別の車で対応補助おこなう・対応が落ち着いてから　乗車児童の保護者へ状況説明の電話をおこなう事業所と連絡が取れない場合・道(車)が通行不可能な場合、安全な場所で待機する(出来ればコンビニや店など駐車スペースがある場所が尚よい)・道(車)が通行不可能な場合で　高齢者等への避難指示がでている場合は、停車している場所から近く、通行可能な道を選んで　避難場所へ向かう　防災タウンページより・会社携帯から乗車している児童の保護者へ電話連絡おこない状況説明をする　・保護者のお迎えが可能であれば協力頂く　　 |